

第9節 産業保安グループ	289
産業保安・製品安全行政	289
1. 概要	289
2. 高圧ガスの保安	289
2. 1. 高圧ガス保安に関する取組	289
2. 2. 2020 年の事故の状況	290
2. 3. 審議会の開催状況	290
2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰	291
3. 火薬類の保安	291
3. 1. 火薬類保安に関する取組	291
3. 2. 火薬類取締法に係る法令・省令改正等	291
3. 3. 2020 年の事故の状況及び対策	291
3. 4. 審議会の開催状況	291
3. 5. 火薬類保安経済産業大臣表彰	292
4. 電力の保安	292
4. 1. 電力の保安に関する取組	292
4. 2. 審議会の開催状況	293
4. 3. 電気保安功労者経済産業大臣表彰	294
5. 都市ガス及び熱供給の保安	294
5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組	294
5. 2. 2020 年の事故の状況及び対策	294
5. 3. 審議会の開催状況	295
5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰	295
6. 液化石油ガスの保安	296
6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組	296
6. 2. 2020 年の事故の状況及び対策	296
6. 3. 審議会の開催状況	297
6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰	297
7. 鉱山の保安	297
7. 1. 鉱山の保安に関する取組	297
7. 2. 2020 年の災害の状況及び対策	298
7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況	299
7. 4. 全国鉱山保安表彰	300
8. 製品安全行政の積極的な推進	300
8. 1. 重大製品事故等の情報について	300
8. 2. 製品安全関連法令の適正な執行	300
8. 3. 電気用品の技術基準体系の性能規定化	300
8. 4. 規制対象製品の追加、見直し	301
8. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度	301
8. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進	301

8. 7. 製品安全に係る普及・啓発活動	302
8. 8. 製品分野における国際協力の推進	302
9. 産業保安監督部	302
9. 1. 北海道産業保安監督部	302
9. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部	304
9. 3. 関東東北産業保安監督部	305
9. 4. 中部近畿産業保安監督部	307
9. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部	308
9. 6. 中国四国産業保安監督部	310
9. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部	312
9. 8. 九州産業保安監督部	313
9. 9. 那覇産業保安監督事務所	314

第9節 産業保安グループ

産業保安・製品安全行政

1. 概要

産業保安グループでは、産業活動・エネルギー利用における事故を防止するため、産業保安・製品安全法令（電気、LPガス、都市ガス、火薬類、鉱山、製品安全）に基づき、安全を確保するための規制を実施している。また、法令に基づく許認可に関し、各種手続・立入り検査等の業務を行うほか、地震等の自然災害などの緊急時においては、産業保安監督部が現地で情報収集や現場検証を行い、原因の究明・再発防止のための対応を行っている。

我が国の産業保安分野においては、保安規制の基本的な体系が形づくられた戦後・高度経済成長期に比し、保安に関する技術の進展、事業者のリスク管理体制の整備等によって、総じて、重大事故は大幅に減少するなど、従来の産業保安分野における保安体制は成熟化している。他方、現行の産業保安規制体系では、事業者の保安レベルにかかわらず画一的で詳細な個別規制や膨大な許可・届出等の義務に加え、検査の在り方においても制約があり、保安が成熟化した産業分野・事業者においては、多くの規制コストが生じている。さらに、近年、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足・高齢化、電力・ガス供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、内外環境が大きく変化している。こうした中、2020年6月に開催した第4回保安・消費生活用製品安全分科会では、令和元年の台風による被害を受けた減災対策及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応等についての議論に加え、今後の規制の在り方について検討した。そして、2021年1月の第5回分科会では、電力、都市ガス、高圧ガス（石油精製・石油化学コンビナート）、液化石油ガス等の産業保安に係る規制体系の在り方を横断的に検討する観点から、産業構造審議会 保安・消費生活用品安全分科会の下に、新たに「産業保安基本制度小委員会」を設置し、同年2月には、第1回小委員会を開催し、規制見直しに向けた議論を本格化させた。

保安人材の高齢化や若手技術者への技術・技能伝承力の低下、インフラ設備の高齢化等の課題は、我が国の産業構造の基盤を担う産業保安力の低下につながる。さらに、新型コロナウイルス等の感染症リスクに直面する中で、事業継続を確実なものとする必要がある。これらの課題に対

応するためには、IoT、ビッグデータ（BD）、人工知能（AI）、ドローン等の革新的技術の導入を通じ、安全性と効率性を追求しつつ、保安レベルを持続的に向上させるための取組、いわゆるスマート保安を強力に推進することが重要である。官民双方でのスマート保安促進に向けた取組を進めるため、2020年6月、官民のトップで構成する「スマート保安官民協議会」を設置し、官の側は保安規制の見直しや技術開発等への支援・仕組みづくりを行うこと、また、民の側は新技術の導入や技術開発への投資を行うことを基本的な方針として明確化した。さらに協議会の下には、電力安全分野、高圧ガス保安分野など実務レベルによる分野別の部会を設置し、官民双方のアクションプランの策定や先進的な取組の促進、各種規制・制度見直しの検討等、具体的な取組を進めている。また、スマート保安の取組を普及することを目的に、令和2年度補正予算において、産業保安高度化推進事業を措置し、保安の現場における設備点検へのドローンの活用やAIによる設備検査作業の自動化など、スマート保安の技術実証を支援する補助事業を実施している。

設備の高齢化や人材不足といった課題は日本に限らず各国が直面する課題であり、日本のこれまでの経験を共有し、諸外国における制度構築等を支援していくことは、相手国の産業保安レベルを向上させる上で有益である。また、同時に連携相手国の先進的な保安維持の取組を日本国内に還元することにより、国内産業保安の一層のスマート保安化を図ることができるほか、両国間の産業界のビジネスの活性化が図られることで我が国のスマート保安技術の海外展開にもつながる。そのため、2018年にプラントの安全性及び効率性に高い関心を有するタイ政府工業省と「スマート保安に関する協力覚書」を締結するなど、海外諸国との連携強化を推進してきたところ、2021年3月には、新たにインドネシアとスマート保安分野での連携構築に向けた取組を開始した。スマート保安セミナーを開催し、産業保安上の課題とそのソリューションについて、両国関係者からプレゼンテーションを実施した。

2. 高圧ガスの保安

2. 1. 高圧ガス保安に関する取組

高圧ガスの保安に関する規制については、「高圧ガス保安法」及び「石油コンビナート等災害防止法」の規定に基

づき、製造、貯蔵等の高圧ガスの取扱いや容器の製造及び取扱いに係る保安を確保するとともに、民間事業者による高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進することにより、公共の安全を確保している。

2020年度の主要な取組としては、石油・化学プラントでは、設備の高経年化や労働力不足などの構造的問題に対処するため、IoTやAIなどの新技術の導入が求められているところ、スマート保安推進に向けて、先進的な取組を行う事業者と共に官民それぞれが実施する事項をまとめたアクションプランを策定した。

また、プラント内におけるAIの活用を促進するため、経済産業省、厚生労働省、総務省（消防庁）の3省からなる「石油コンビナート等3省連絡会議」において、2020年11月石油・化学プラント内でのAIの信頼性を適切に確保するための「ガイドライン」と、先進AI事例の成果と成功の秘訣を示した「導入事例集」を取りまとめた。

2. 2. 2020年の事故の状況

2020年の高圧ガス分野における事故の件数は以下のとおり。

高圧ガス事故統計集計表

	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
1月	70	74	68	49	56
2月	61 131	68 142	54 122	58 107	40 96
3月	87 218	63 205	60 182	53 160	36 132
4月	139 357	59 264	61 243	65 225	38 170
5月	81 438	70 334	63 306	55 280	38 208
6月	65 503	67 401	73 379	45 325	53 261
7月	78 581	88 489	173 552	66 391	42 303
8月	84 665	70 559	70 622	46 437	92 395

9月	64 729	56 615	62 684	48 485	42 437
10月	90 819	72 687	79 763	59 544	43 480
11月	69 888	69 756	59 822	52 596	35 515
12月	73 961	77 833	56 878	53 649	26 541
合計	961	833	878	649	541
対前年 比	25.3	▲13.3 25.3	5.4	▲26.1	▲16.6

上段：事故件数、下段：累計事故件数

「高圧ガス保安法」関係事故件数の推移

		2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
製 造 事 業 所	冷 凍	272	271	328	268	237
	コンビナート	45	44	86	74	94
	L P	20	11	28	36	22
	一 般	137	143	161	145	105
	計	474	469	603	523	458
移 動		23	18	20	25	15
消 費		80	73	74	40	53
そ の 他		13	17	20	14	15
合 計		590	577	717	602	541

2. 3. 審議会の開催状況

（1）保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会

産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会は、高圧ガスの保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。第17回高圧ガス小委員会（2020年11月16日オンライン開催）では、（1）水素社会の実現に向けた高圧ガス保安の取組状況について、（2）特定不活性ガスの性能規定化、（3）一般複合容器に関する規則の見直し等について、（4）スマート保安の推進について、報告・審議を行った。加えて、第18回高圧ガス小委員会（2021年3月9日オンライン開催）では、（1）高圧ガス事故について、（2）冷凍保安規則の規制合理化について、（3）水素社会実現に向けた高圧ガス保安の取組状況について、（4）スマート保

安の推進について、（５）規制改革要望の対応状況、（６）共の安全性の向上等を図っている。
その他について、報告・審議を行った。

2. 4. 高圧ガス保安経済産業大臣表彰

高圧ガス保安経済産業大臣表彰は、高圧ガスによる災害防止のための不断の努力を重ね、著しい成果を収めた優良事業所及び高圧ガスの保安に関し、永年にわたり極めて顕著な功績をあげた保安功労者等を表彰するものであり、1964 年度から実施している。

（2020 年度表彰式の概要）

・開催日：2020 年 10 月 23 日（金）

・受賞者：優良製造所：9 社

優良販売業者等：9 社

保安功労者：11 名

優良製造保安責任者等：6 名

3. 火薬類の保安

3. 1. 火薬類保安に関する取組

火薬類の保安については、「火薬類取締法」に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵、運搬、消費等の取扱いを規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保している。

3. 2. 火薬類取締法に係る法令・省令改正等

新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置として、保安責任者試験の実施が困難である場合は中止を可能とする省令改正並びに製造施設及び火薬庫の保安検査期間の延長を可能とする省令改正を行ったほか、火薬類の製造に係る技術基準の性能規定化のための省令改正等を行った。また、押印を求める手続き等に関して押印を不要とするための省令改正を行った。

3. 3. 2020 年の事故の状況及び対策

火薬類取締法第 46 条に基づき 2020 年に国に報告された事故の件数は 32 件であり、前年に比べ 25 件減少した。死傷者数は 7 人と一桁台となり、死亡事故は発生していない。

火薬類取締法関係の事故が発生した場合等において、同種事故の発生防止のために必要と認めるときは、経済産業省のホームページへの掲載など、対外的に公表するとともに、業界団体又は同種事業者に対し注意を喚起する等、透明性、公

火薬類事故統計集計

種類	年	合 計				
		件	死	重傷	軽傷	
産 業 火 薬	2016	10	0	2	-	7
	2017	9	1	2	-	1
	2018	10	1	0	-	2
	2019	4	0	1	-	1
	2020	5	0	0	-	2
煙 火	2016	48	0	5	-	10
	2017	32	0	1	-	16
	2018	44	2	1	-	15
	2019	39	0	2	-	10
	2020	12	0	0	-	0
が ん 具 煙 火	2016	8	0	0	-	3
	2017	17	0	0	-	6
	2018	18	0	0	-	4
	2019	14	0	0	-	8
	2020	15	0	0	-	5
合 計	2016	66	0	7	-	20
	2017	58	1	3	-	23
	2018	72	3	1	-	21
	2019	57	0	3	-	19
	2020	32	0	0	-	7

3. 4. 審議会の開催状況

（１）保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会は、火薬類の保安に関する重要事項の調査及び審議を所掌事務としている。

第 12 回（2020 年 10 月開催）では、火薬類の消費に関し、技術基準の性能規定化、無線を利用する点火方法、火薬類取扱所を設けなくても良いケース等について有識者による議論を行った。第 13 回（2020 年 12 月開催）では、火薬小委員会関係WGについて及びがん具煙火貯蔵庫に貯蔵する火薬類の種類について議論を行った。

（２）産業火薬保安WG・煙火保安WG合同WG

産業火薬保安WG・煙火保安WG（合同WG）は、産業火薬及び煙火の製造、消費等に係る技術基準や保安に関する在り方の検討を所掌事務としている。第10回合同WG（2020年9月開催）では、火薬類の消費に係る技術基準等の見直しについて有識者による議論を行った。

なお、第13回火薬小委員会（2020年12月開催）において、産業火薬保安WGと煙火保安WGを統合した、新たなWGを設置することが決定された。

（３）特則検討WG

特則検討WGは、特則承認に関する安全性の評価等を所掌事務としている。

第12回特則検討WG（2020年11月開催）では、火薬庫の構造に関する特則承認について、有識者による議論を行った。

（４）火工品検討WG

火工品検討WGは、適用除外火工品に関する安全性の評価等を所掌事務としている。第8回火工品検討WG（2021年2月開催）では、針なし注射器用アクチュエーターに用いる点火具及びガス発生器の適用除外について、有識者による議論を行った。

3. 5. 火薬類保安経済産業大臣表彰

火薬類保安経済産業大臣表彰は、火薬類の保安を推進するため、顕著な功績をあげた保安功労者、著しい成果を収めた優良従事者及び優良事業所を表彰するため、1960年度に創設された。

本表彰は隔年で実施しており、2020年度は以下のとおり実施した。

（2020年度表彰式の概要）

期日：2020年12月2日（水）

受賞者：保安功労者：10件

優良従事者：4件

優良事業所：7件

4. 電力の保安

4. 1. 電力の保安に関する取組

電力の保安は、発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、電線路、ダム等の電気工作物（電気用品を除く。）について、公共の安全及び環境の保全の観点から、関連法令（「電気事業法」・「電気工事士法」・「電気工事業の業務の適正化に関する法律（電気工事業法）」）の整備・執行を行うとともに、事故・災害対応、発電所の環境アセスなどを行う。

電気事業法は、1964年に公布され、1965年7月1日から全面的に施行され、その規制内容として2つの性格を有している。すなわち、電気事業が公益的事業であることから、電気の利用者の保護と電気事業そのものの健全な発達を図るために必要とされる、いわゆる公益事業規制を規定する事業法としての性格と、電気がその使用如何によっては危険を伴うものであるために必要とされる公共の安全の確保を規定する保安規制及び発電所設置による環境への影響を事前に評価し環境の保全を確保することを規定する規制としての性格の2つである。

後者のうち保安規制分野については、1995年に自己責任原則を重視した安全規制の合理化等を基本方針とした規制の見直しを行った。こうした自主保安・自己責任原則の下での防災対策の強化、電気工作物の安全確保、電気工事の安全確保を柱とし、技術動向や社会ニーズ、直面する環境変化・課題等を踏まえ、自主保安を徹底するとともに、学協会等の知見の活用を図りつつ、制度や技術基準を継続的に見直していくことが、主な政策課題である。

最近の動向としては、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令を新規制定したことが挙げられる。この省令は、電気設備の技術基準の解釈に規定されていた太陽電池発電設備の支持物の施設に関する規定の他、土砂流出等の防止等について規定している。

一方、電気保安行政を取り巻く環境は、①電気保安人材の将来的な不足、②太陽電池発電や風力発電の増加に伴う、事故件数の増加、③自然災害の激甚化、④新型コロナウイルス感染症流行下における対応など、環境は常に変化し続けている。このような環境の変化に対応するため、2020年度は、主に下記のような取組を行った。

（１）主な制度改正

電気設備の技術基準の解釈に規定した、太陽電池発電設備の支持物の基準を抜き出し、新しく発電用太陽電池設備

の技術基準を定める省令を制定した。

また、電気事業法の改正及び関係政省令の整備を行い、小出力発電設備の報告徴収対象への追加や独立行政法人製品評価技術基盤機構への立入検査の権限付与なども行った。

そのほか、電気主任技術者の外部委託承認制度における実務経験の必要年数を保安管理業務講習の受講により一律3年に短縮可能とする、第1種電気工事士免状の取得に必要な実務経験年数を一律3年に短縮するなどの制度見直しも実施した。

（２）災害・事故対応

電気関係報告規則第2条及び第3条に基づき国に報告された火災や感電、電気工作物の破損等による死傷・物損に関する報告件数は、保安技術の進歩・保安意識の高まり等により、自家用電気工作物は近年減少傾向にある。

電気事業用電気工作物に係る事故（件数）

種類	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
電気火災	2	3	2	4	16
感電死傷	16	12	17	11	15
電気工作物の破損等 による死傷・物損	4	2	4	4	0
合計	22	17	23	19	31

自家用電気工作物に係る事故（件数）

種類	2015 年	2016 年	2017 年	2018 年	2019 年
電気火災	3	8	5	7	7
感電死傷	55	56	51	50	44
電気工作物の破損等 による死傷・物損	18	10	14	32	9
合計	76	74	70	89	60

一方、近年の自然災害の激甚化を受け、災害時に発生する電気工作物への被害と停電への対応・対策が求められている。2020年度は、7月の豪雨、台風10号、12月の大雪において甚大な被害が発生した。

7月の豪雨は、九州地方、中部地方を中心に広い範囲で大雨をもたらし、熊本県では球磨川が氾濫した。熊本県、鹿児島県、大分県、岐阜県の山間部を中心に停電が発生し、九州 熊本地方で、最大約8840戸の停電が発生した。これまでの台風被害に比べ、停電件数は少ないものの、停電解消までに時間を要した。

また、9月6日には、台風10号が非常に強い勢力を保ったまま沖縄県の大東地方を通過、6日の夜から7日朝にかけて九州地方北部、中国地方西部を通過した。過去の台風被害に比べ、電柱の折損本数は少なかったものの被災した配電線は令和元年台風19号（東日本台風）を上回った。

12月には大雪に伴う倒木等により、兵庫県北部及び新潟県を中心に停電が発生した。断続的な降雪、立入り困難箇所が発生したこと等により、停電の解消までには時間を要した。

（３）環境アセスメント審査

発電所に係る環境アセスメントについて、2020年度に223件の審査を行った。2012年10月から法に基づく環境アセスメント制度の対象となった風力発電所が、そのうちの206件、2020年4月から対象となった太陽電池発電所が、そのうちの13件を占めている。

4. 2. 審議会の開催状況

（１）産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会電力安全小委員会

2020年度は3回（4月、7月、12月）開催し、電気保安制度の各種規制の見直しや、民間規格の技術基準への取り入れについて議論を行った。また、各ワーキンググループの議論概要や災害対応について報告を行った。

また、電力安全小委員会のもとで5つのワーキンググループを開催した。

新エネルギー発電設備事故対応・構造強度ワーキンググループにおいて、風力発電所や太陽電池発電所で発生した事故の原因究明・水平展開に関する議論を行った。

電気保安人材・技術ワーキンググループにおいて、電気保安人材の確保やスマート保安技術の導入、災害時の電気保安体制をめぐる課題について議論を行った。

電力レジリエンスワーキンググループにおいて、災害時連携計画の取組状況について議論を行った。また、2020年

度の災害に対しての対応の振り返りを行った。

令和元年台風 15 号における鉄塔及び電柱の損壊事故調査検討ワーキンググループにおいて、鉄塔や電柱の損壊事故を踏まえた対策の進捗、電柱の二次被害対策の進捗について報告した。また、鉄塔・電柱の技術基準の見直しを行った。

電気保安制度ワーキンググループにおいて、太陽電池発電設備に特化した技術基準の策定や、需要場所や引き込み・契約単位の見直しに伴う電気保安面の課題等の個別課題に加えて、電気事業の環境変化に対応した今後の電気保安規制の見直しについて議論を行った。

4. 3. 電気保安功労者経済産業大臣表彰

電気保安功労者経済産業大臣表彰は、電気保安に関し、保守運営体制や管理体制が優良な者、保安教育の推進や安全思想の普及などに、多年にわたり努力してきた者を経済産業大臣が表彰するものであり、1964 年度から実施している。1981 年からは、関係各団体が行っている安全運動を統一的に行うことによりこの運動をより効果的なものとする目的で、通商産業省（当時）主唱の下に、感電死傷事故の多い 8 月を「電気使用安全月間」と定め、この期間に表彰を行うこととしている。

（2020 年度表彰式の概要）

・期日：2020 年 8 月 4 日（火）

・受賞者：工場等：1 件

電気工事業者の営業所：6 件

個人：24 件

団体：10 件

5. 都市ガス及び熱供給の保安

5. 1. 都市ガス及び熱供給の保安に関する取組

「ガス事業法」は、ガス工作物の工事、維持及び運用並びにガス用品の製造及び販売を規制することによって、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図ることを目的としている。

「特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律」は、「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」と相まって、特定ガス消費機器の設置又は変更の工事の欠陥に係るガスによる災害の発生を防止するため、これらの工事の事業を行う者の

工事の監督に関する義務等を定めることを目的としている。

「熱供給事業法」は、熱供給施設の工事、維持及び運用を規制することによって、公共の安全を確保することを目的としている。

5. 2. 2020 年の事故の状況及び対策

ガス事業法第 171 条に基づき 2020 年に国に報告された事故の件数は 339 件であり、前年に比べ 102 件減少した。このうち、人身事故については、死亡事故が 1 件、負傷事故（一酸化炭素中毒を含む。）が 20 件発生した。

製造段階における事故は、2 件の報告があり、前年と同数となった。旧一般ガス事業者によるもの、旧簡易ガス事業者によるものが各 1 件であり、旧一般ガス事業者によるものは、ローリーへの LNG 積込終了後に出荷用ホースを取り外そうとしたところ、作業手順の不備により接続フランジ部より LNG が漏洩し、作業員が凍傷を負ったもの、旧簡易ガス事業者によるものは、配送委託会社にて容器交換時に、誤って特定製造所内二段二次調整器の出口バルブを閉止し、供給が停止したものであった。

供給段階における事故件数は 223 件であり、前年に比べて 55 件減少した。うち、115 件が建物の解体・撤去工事や改装工事等の他社工事によりガス管が損傷されたものであり、前年より 33 件減少し、供給段階における事故の約 52%を占めている。自社工事によるものは 10 件で前年より 1 件増加し、死亡事故は発生しなかった。また、負傷事故も 3 件発生した。経年劣化などのガス工作物不備による事故は、45 件であり、前年より 11 件減少した。

消費段階における事故件数は 114 件であり、前年に比べて 47 件減少した。死亡事故については 1 件発生し、人身事故の件数は前年より 9 件減少し 9 件となっている。その事故件数のうち、漏えい・着火に係るものが 111 件であり、そのほとんどを占めている。また、不完全燃焼（一酸化炭素中毒）に係るものが 3 件となっている。

都市ガス事故集計表

		2016 年	2017 年	2018 年	2019 年	2020 年
製造	事故件数	4	3	9	2	2
	死亡者数	0	0	0	0	0
	負傷者数	0	0	0	0	1
供給	事故件数	240	222	225	278	223
	死亡者数	0	0	0	2	0
	負傷者数	13	10	17	17	14
消費	事故件数	224	181	169	161	114
	死亡者数	0	0	0	0	1
	負傷者数	13	18	37	22	15
合計	事故件数	468	406	403	441	339
	死亡者数	0	0	0	2	1
	負傷者数	26	28	54	39	30

(1) 他工事故対策

他工事故対策については、2020年2月に厚生労働省及び国土交通省宛てに、建設工事等に係る事業者等に対し、ガス事業者への事前照会等を行うことを要請するよう協力を依頼した他、警察庁、国土交通省及び一般社団法人全国登録教習機関協会宛てに啓発・広報資料の配布等に係る協力依頼を実施した。

(2) 一酸化炭素中毒事故対策等

一酸化炭素中毒事故については、2020年には3件と前年に比べ3件減少した。一酸化炭素中毒事故は発生の際に多

数の死傷者が発生する場合が多いため、その重要性に鑑み、2020年7月に、業務用需要家を所掌する関係省庁等（国土交通省、農林水産省、文部科学省等、7府省庁）が参加する第11回業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、一酸化炭素中毒の発生状況や取組状況を共有した。加えて同年9月に、関係省庁、関係団体に対し、当該事故防止のための協力要請文を发出した。

また、関係団体と協働し、日本食品衛生協会が行う食品衛生責任者講習会を通じた周知の全国展開を実施した。

2021年2月には、住宅塗装工事等に伴う給排気部閉塞による一酸化炭素中毒事故防止のため、関係省庁、関係団体に対して注意喚起を実施した。

(3) 経年管対策等

建物敷地内埋設の古いガス管の腐食等劣化に伴うガス漏れ爆発等事故の発生を未然に防ぐべく、埋設ガス管の改修を促進するため、広報活動を実施するとともに、2021年1月から2月にかけて、病院、学校、福祉施設等のガス保安上重要な公的施設の関係省庁に対して、改修促進に係る協力要請文を发出した。

5. 3. 審議会の開催状況

2020年度においては、産業構造審議会保安・生活用製品安全分科会ガス安全小委員会を2回(12月、3月)開催し、2020年を目標年度として実施してきた「ガス安全高度化計画」の結果及びガス事業を取り巻く社会環境の変化と想定されるリスク等を踏まえ、2030年を目標とした都市ガスの保安対策の方向性を示す「ガス安全高度化計画2030」の策定を行った。また、「レジリエンス点検」を踏まえ他対策提言事項への対応状況について、福島県沖を震源とする地震の被害状況の報告等を行った。

5. 4. ガス保安功労者経済産業大臣表彰

ガス保安功労者経済産業大臣表彰は、都市ガスの保安に係る関係者の意欲向上及びガス保安確保に対する国民の理解推進を目的として、都市ガスの保安確保のために尽力し、特に功労のあった個人、団体及び工場等に対し、部門ごとに表彰を行っている(1978年に創設、1979年度から実施。)。

(2020年度表彰式の概要)

- ・期日：2020年11月12日（木）
- ・受賞者：ガス工事業者の営業所の部：2件
団体（経年管対策）の部：2件
個人の部：18件

6. 液化石油ガスの保安

6. 1. 液化石油ガスの保安に関する取組

生活の用に供する液化石油ガスによる災害を防止し、一般消費者等が安心して液化石油ガスを使用できるようにするため、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）」を適切に施行し、事故情報の収集・分析、液化石油ガス販売事業者への立入検査、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針の策定等のほか、研究開発、保安技術指導者育成、一般消費者保安啓発等の事業を推進し、保安対策の高度化を図った。

6. 2. 2020年の事故の状況及び対策

（1）液化石油ガスの事故件数

2020年における液化石油ガス分野における一般消費者等に係る事故の件数は以下のとおり。

液化石油ガス一般消費者等事故集計表

	2016	2017	2018	2019	2020
事故件数	140	195	212	203	198
死亡者数	0	0	1	0	1
負傷者数	52	50	46	32	29

	2016	2017	2018	2019	2020
一般消費者等起因	45	54	68	57	39
一般消費者等及びLPガス販売事業者等起因	0	3	2	2	9
LPガス販売事業者等起因	30	43	31	44	46
その他の事業者起因	41	61	54	66	70
雪害等の自然災害	8	12	34	9	1
その他	3	5	11	1	9
不明	13	17	12	24	24

（2）ガス事故防止のための措置

（ア）一酸化炭素中毒事故連絡会議

2020年7月、都市ガス部門と連携し、外食産業や公共施設等に関する省庁及び団体が集まり、業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故連絡会議を開催し、一酸化炭素中毒事故の現状、普及啓発活動及び技術開発の状況等について、関係省庁及び関係団体と意見交換を行うとともに、当該関係省庁及び関係団体に対し、事故防止に係る協力を要請した。

（イ）業務用厨房施設等における一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2020年9月、都市ガス部門と連携し、食品工場及び業務用厨房施設における一酸化炭素中毒事故の防止を図るため、給排気等換気の実施、ガス消費設備及び換気設備の保守・点検等の注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、関係省庁担当部署に対して所管する関係事業者に注意喚起するよう依頼した。

（ウ）住宅塗装工事等に伴う給排気部閉塞による一酸化炭素中毒事故防止の注意喚起

2021年2月、都市ガス部門と連携し、住宅塗装工事等の際に換気等の給排気部をビニールシートで覆ったり塞いだりして一酸化炭素中毒事故が発生していることから、ガス機器の給排気部の閉塞の防止、閉塞したときのガス機器使用停止の周知等、一酸化炭素中毒事故防止のための注意喚起を行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省担当部署に対して所管する関係事業者に注意喚起するよう依頼した。

（エ）建設工事等におけるガス管損傷事故防止の注意喚起

2021年2月に、都市ガス部門と連携し、建設工事等におけるガス管損傷事故防止を図るため、工事を施工する前には必ずガス管等についてガス事業者又は液化石油ガス販売事業者等に照会・確認する等の注意喚起を他工事業者に対して行うよう、関係団体を通して液化石油ガス販売事業者等に要請するとともに、国土交通省及び厚生労働省宛てに、解体工事、改装工事など建設関係業界に対し、ガス事業者等に事前照会を行うよう、注意喚起することを依頼した。

（3）液化石油ガス販売事業者等への指導

液石法の適切な施行を確保するため、立入検査等によっ

て、液石法に基づく義務と責任を有する液化石油ガス販売事業者等による対応を確認し、法令違反が認められたときは、改善命令等の行政処分、厳重注意、改善指示、口頭注意等の行政指導により、その違反実態に応じて厳格に対応した。2020 年度の実施状況は次のとおりであり、結果をホームページに公表した。

行政による事後的な監視として定期的に行っている立入検査を 4 事業者（5 事業所）に対して実施した。その結果、定期的に実施することが義務付けられている点検・調査が適切に実施されていない、消費設備の調査の実施記録が偽造されている等、法令に係る不適切な事案が 2 者確認された。

（４）「液化石油ガス安全高度化計画 2030」の策定

2020 年を目標年度として実施してきた「保安対策指針」に代わり、2030 年の死亡事故ゼロに向けた、国、都道府県、第三者機関、L P ガス事業者、消費者及び関係事業者等が各々の果たすべき役割を着実に実行するとともに、環境変化を踏まえて迅速に対応することで、各々が共同して安全・安心な社会を実現することを目標とした液化石油ガスの保安対策の方向性を示す「液化石油ガス安全高度化計画 2030」を策定した。

（５）技術開発の実施

技術開発によって保安の高度化を図り、事故・災害を未然に防止するため、2020 年度は、マイコンメータを活用した消費設備点検等の高度化についての調査研究、バルク貯槽の製造後 20 年経過時の法定検査について検査技術等を高度効率化する手法等に関する調査研究等を実施した。

（６）保安指導・普及啓発の実施

液化石油ガス等を取り扱う事業者の自主保安を促進し、事故・災害を未然に防止するために、地域の指導者となるべき保安専門技術者の育成、インターネットを利用した各種保安技術の情報提供、地域の事業者向けの保安技術講習会等、事故情報の取りまとめ及び分析等を実施した。

この他、一般消費者等に対する保安啓発として、CO 中毒事故防止のためのチラシの作成・配布、雑誌広報等、液化石油ガスの保安啓発に係る各種広報活動を実施した。また、2017 年度から都市ガスと連携した広報活動を展開した。

6. 3. 審議会の開催状況

2020 年度においては、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会を 2021 年 3 月に開催し、以下のテーマについて議論、報告がなされた。

- （１）液化石油ガス販売事業者等保安対策指針のフォローアップ状況等について
- （２）液化石油ガス安全高度化計画 2030 の策定について
- （３）新型コロナウイルス感染症への対応について
- （４）地方分権改革に関する提案への対応状況について
- （４）最近の環境変化を踏まえた液化石油ガスの保安の確保に関する課題への対応について

6. 4. 液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰

液化石油ガス消費者保安功績者技術総括・保安審議官表彰は、液化石油ガス保安の高度化を図るため、自主的な保安活動を積極的に推進し、顕著な功績を挙げた液化石油ガス販売事業者、個人・団体等を表彰することを目的に、2012 年度から実施している。

（2020 年度表彰式の概要）

- ・期日：2020 年 10 月 22 日（木）
- ・受賞者：販売事業者及び販売事業所の部：10 者
保安功労者（個人）の部：1 者
特に顕著な功績を挙げた団体：3 者

7. 鉱山の保安

7. 1. 鉱山の保安に関する取組

鉱山においては、鉱業権者による自主保安体制の確立・堅持を基本とする保安の確保が事業活動の大前提であるが、政府としても、これを補完するため「鉱山保安法」及び「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」に基づき監督検査等を実施した。

また、金属鉱山等の坑廃水などは、放置すれば周辺環境・住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、地方公共団体等が行う鉱害防止事業に対して補助金等による支援を行うとともに、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC）を通じて鉱害防止技術開発、鉱害防止工事の調査指導等を実施した。

（１）第 13 次鉱業労働災害防止計画の進捗状況

2020 年度は、第 13 次鉱業労働災害防止計画（2018 年度～2022 年度：平成 30 年経済産業省告示第 56 号）の 3 年目に当たり、目標達成のための主要な対策事項とした「発生頻度が高い災害に係る防止対策の推進」に関して、鉱業権者が講ずべき措置事例等の見直しに向けた調査事業を実施した。また、第 13 次計画から新たに掲げた「新技術の活用等による保安技術の向上」のため、ドローンの活用に関する産学官連携による取組を推進し、手引書を公表した。

鉱山災害の発生回数は昭和 30 年代をピークに減少傾向にあるが、2020 暦年の全鉱山における災害発生件数は 30 件で前年よりも 10 件下回った。また、罹災者数は 19 名で前年より 5 名減となった。

（２）鉱害防止事業の実施に関する第 5 次基本方針を踏まえた取組

鉱害防止事業の計画的な実施を図るため、金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、経済産業大臣が鉱害防止事業の実施時期、事業量等について「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針」を定めることとされており、1973 年の法律創設以降、10 年間毎に 4 回にわたり制定し、第 5 次基本方針を 2013 年 3 月 28 日に告示した。

第 5 次基本方針に基づき、残存する鉱害防止工事に加え、坑廃水処理の処理施設の老朽化への対応、自然災害への緊急対応等を実施するため、2020 年度も引き続き後述の休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金の活用等により鉱害防止事業を着実かつ計画的に推進した。

7. 2. 2020 年の災害の状況及び対策

鉱山保安法第 41 条に基づき、2020 年に報告があった災害（危害関係）は次のとおり。

	災害報告件数	罹災者数 (軽傷以上)
金属・非金属	5	2
石灰石	26	16
石油	1	1
石炭（亜炭を含む）	0	0
合計	32	19

鉱山（一部休廃止鉱山を含む）における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法に基づき、産業保安監督部等が監督検査等を実施した。

(参考)

(2020 年末現在)

	稼行鉱山数	鉱山労働者数
金属・非金属	158	2,880
石灰石	238	6,411
石油	59	1,395
石炭 (亜炭含む)	11	325
合計	466	11,011

（１）休廃止鉱山の鉱害防止対策

金属鉱山等においては、閉山後もカドミウム、砒素等の有害物質を含む坑廃水が半永久的に流出するという特殊性があり、地元住民の健康、周辺環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、産業保安監督部等による監督検査等に加えて、次のような施策を実施した。

①休廃止鉱山鉱害防止事業に係る支援

休廃止鉱山に係る鉱害の発生を防止するため、地方公共団体及び鉱害防止義務者（鉱業権者等）が行う鉱害防止事業に対して休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（以下「休廃止補助金」という。）を交付（補助率：3/4）した。

（ア）義務者不存在分

鉱害防止義務者が不存在の休廃止鉱山について、地方公共団体が実施する集積場の覆土・植栽、坑口の閉そく、坑廃水処理等の事業に対し休廃止補助金を交付した。

（イ）義務者存在分

鉱害防止義務者が存在する休廃止鉱山について、義務者が実施する坑廃水処理事業のうち、義務者の行為に起因しない汚染分（自然汚染、他者汚染）の処理費用に対し休廃止補助金を交付した。

また、地方公共団体等が実施する鉱害防止事業のエネルギー使用の合理化を推進するため、休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金を交付（補助率：3/4）した。

加えて、災害時においても鉱害の発生を防止し、排出基準等管理基準を確実に遵守するため、令和元年度補正予算として、鉱害防止義務者が実施する災害対策のための施設整備等の事業に対し休廃止鉱山鉱害防止施設等災害対策補助金（補助率：1/3（中小企業：1/2））を措置した。

② J O G M E C による鉱害防止支援事業

鉱害防止部門が実施する事業の運営に必要な経費等について運営費交付金を交付し、次の事業を実施することにより、金属鉱山等に起因する鉱害を防止した。

(a) 地方公共団体への支援業務

地方公共団体が実施する鉱害防止事業（鉱害防止義務者が不存在の場合）について、地方公共団体の依頼に応じて調査・技術指導等の調査指導業務を実施した。

また、地方公共団体の委託を受けて大規模又は技術的に困難な鉱害防止工事の設計・工事支援業務及び坑廃水処理施設の運営管理業務を実施した。

(b) 調査研究技術開発業務

鉱害防止対策の効率化・費用低減化等のため必要な技術開発に関する調査研究業務を実施した。

(c) 融資業務

鉱害防止資金（使用済特定施設鉱害防止工事及び坑廃水処理事業分）及び鉱害負担金資金について融資を行った。

(d) 鉱害防止積立金業務

使用中の特定施設について、使用終了後の鉱害防止工事費用として、金属鉱業等鉱害対策特別措置法の鉱害防止積立金制度に基づき、採掘権者等が積み立てる積立金の管理業務を実施した。

(e) 鉱害防止事業基金業務

恒久的な坑廃水処理費用を確保するため、「金属鉱業等鉱害対策特別措置法」の鉱害防止事業基金制度に基づき、採掘権者等が拠出した基金の管理・運用業務を実施した。

（２）調査研究等の推進

① 休廃止鉱山における坑廃水処理の高度化調査研究事業

休廃止鉱山における地下水の水量・水質を予測し、地下水の挙動のシミュレーションを用いた坑廃水量の削減手法を確立させるための検討等をするとともに、重金属除去作用を有する植物や微生物を利用した自然回帰型坑廃水浄化システム（パッシブトリートメント）に関して、最適な浄化システムの導入検討及び本浄化システムで水質改善がどのようなメカニズムで行われているかの効果検証などを委託事業として実施した。

② 休廃止鉱山におけるグリーン・レメディエーション（元

山回帰）の調査研究事業

グリーン・レメディエーション（元山回帰）に関する新たな研究フレームワークを踏まえ、総合的な鉱害防止対策として対策技術の最適化を検討するとともに、第6次基本方針（令和5年度～）の策定に向け、マンガン酸化菌等新たな微生物による坑廃水処理、植物と微生物の共生による新緑化対策、生態影響評価、利水点等管理等について調査研究を委託事業として実施した。

（３）国際協力事業

我が国に蓄積されている環境保全技術を積極的に海外に移転することにより、海外における鉱山での鉱害防止、人材の育成を支援し、国際社会に貢献することを目的に環境保全等技術支援事業を実施した。

2020年度は資源保有国への技術情報協力に関する取組として、新型コロナウイルスの影響により、従来の対面形式によるセミナーや日本受入研修が実施できない中、オンライン形式によりフィリピン、ペルー、ASEANの鉱業、鉱害防止に関わる多数の政府系職員に対して、オンラインにて研修を行った。

7. 3. 中央鉱山保安協議会等開催状況

2020年度は中央鉱山保安協議会を2021年1月26日に開催した。議事概要は以下のとおり。

【審議事項】

（2021年1月26日）

- ・粉じん規制制度の見直し
- ・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令、同技術指針の見直し

【報告事項】

（2021年1月26日）

- ・眼の水晶体に係る放射線防護規則の見直し
- ・第13次鉱業労働災害防止計画の実施状況
- ・「特定施設に係る鉱害防止事業の実施に関する基本方針（第5次基本方針）」に係る取組
- ・休廃止鉱山インフラのレジリエンス強化の状況
- ・石炭じん肺訴訟の現状
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた鉱山保安分野での取組
- ・令和3年度鉱山保安関係予算案

7. 4. 全国鉱山保安表彰

全国鉱山保安表彰は、鉱山保安に関し特に成績優良な鉱山及び鉱山保安の確保に特に功労のあった者を表彰するものであり、1950 年度から実施している。

2020 年度については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため授賞式を中止とした。

(2020 年度表彰の概要)

・ 期日：2020 年 10 月 6 日（水）

・ 受賞者：鉱山の部：2 鉱山

保安責任者の部：1 名

保安従事者の部：17 名

保安功労・貢献者の部：1 団体名

特別功労・貢献者の部：1 鉱山

8. 製品安全行政の積極的な推進

8. 1. 重大製品事故等の情報について

2020 年度は消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故報告・公表制度に基づき、製造・輸入事業者から、1,024 件の重大製品事故（死亡、火災、一酸化炭素中毒等の事故）の報告が寄せられた。内訳は、ガス機器 63 件、石油機器 78 件、電気製品 642 件、その他製品 241 件であった。事故製品がガス機器・石油機器の場合には、メーカー名、型式名を含め、迅速に公表し、その他の製品についても、製品起因でないことが明らかなものを除き、最終的に事業者名、型式名を含め公表した。また、原則全ての案件について、経済産業大臣の指示に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構（N I T E）において原因究明調査を行っている。

さらに、報告された事故情報の原因究明の結果を受けて、製品事故に該当するか否かの判断や、経済産業省が行った公表等の妥当性等について審議する製品事故判定第三者委員会を、消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会と合同で計 4 回開催した。なお、重大製品事故を契機に行われた製品交換・無償修理等のリコールは 2020 年度に 13 件あり、2007 年 5 月の制度開始から 2021 年 3 月末までの累計は 271 となった。

また、消費者安全法に基づき、消費者等から経済産業省消費者相談窓口寄せられた生命、身体に係る消費者事故等の情報について、消費者庁に対し通知を行っている。2020 年度は 75 件の消費者事故等を通知した。

8. 2. 製品安全関連法令の適正な執行

（1）製品安全関連 4 法

経済産業省は、製品安全関連 4 法（消費生活用製品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法）の規制対象製品について法律上の義務が遵守されていることを確認し、技術基準が遵守されていない等の問題のある事案を確認した場合には、直ちに当該事実を指摘して是正させ、必要な場合には法律上の処分等を行うこととしている。

製品安全関連 4 法に基づく届出事業者等による法令遵守状況を確認するため、製品安全関連 4 法の規制対象品目について、市場に流通している製品を買い上げ、その製品が技術基準に適合しているかどうか、また必要な表示等が行われているかどうかを確認する試買テストや、インターネット市場の監視（ネットパトロール）を実施した。

また、問題発生等の随時の立入検査とは別に、計画的に立入検査を実施している。計画的立入検査は、原則として、製造・輸入事業者に関しては、経済産業大臣の指示に基づいて N I T E が行っている。立入検査の結果、違反が確認できたものについては、経済産業省がこれらの製品の事業者に対して指導を行い、必要な措置を取るよう求め、その後、適切に改善の措置がとられたことを確認している。

（2）家庭用品品質表示法

家庭用品品質表示法は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図ることを目的としている。経済産業省は、事業者からの自主的な報告、第三者からの申出、都道府県による小売業者への立入検査結果等によって家庭用品品質表示法違反の疑いが生じた場合であって、小売業を除く事業者であるときに、事実関係について調査を行う。調査の結果、違反の事実が判明した場合は、当該事業者に対して改善を求め、必要に応じて、法令に基づく指示を行うこととしている。

また、家庭用品品質表示法で規定する表示の標準となるべき事項を改正する必要がある際には、経済産業大臣による消費者庁への告示改正の要請を行っている。

8. 3. 電気用品の技術基準体系の性能規定化

電気用品安全法においては、技術の進歩や新製品の開発に柔軟に対応できるようにするため、品目毎に技術基準を

詳細に定める仕様規定を改め、電気用品の安全に必要な性能を定めた性能規定としているところ。事業者における技術基準適合確認の便を図るため、2020年度は電気用品整合規格検討ワーキンググループを2回開催し、JIS等を整合規格として29規格採用するなど、整合規格の整備拡充に努めた。

8. 4. 規制対象製品の追加、見直し

事故情報や技術革新を踏まえて、事故の未然防止のために必要な場合には、規制対象製品の見直しや技術基準の改正等を行うこととしている。

スマートフォンやスマートスピーカー等によって遠隔操作が可能となったエアコン等の電気用品が普及し始めており、「Society 5.0」の社会の実現を目指し様々な取組が推進されている中で、IoT製品の需要は高まりつつある。このため、操作者が製品から離れた環境下において、電波の途絶やサイバー攻撃等を含めた新たなリスクも踏まえつつ、製品出荷後の対応も含めて、これまでの対策の検証や追加すべき対応を検討することが必要である。以上を踏まえ、2018年度より、今後の電気用品等製品のIoT化等に係る製品安全確保の在り方について、実態調査や外部有識者による検討会を実施してきたところ、2020年度は、これまでの検討会での議論を踏まえ、ガイドラインの取りまとめに資する検討を進めた。

ガス事業法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に関しては、ガス機器の遠隔操作に係る技術基準を策定した。(2020年7月8日改正・施行、2020年12月まで経過措置)

8. 5. 長期使用製品安全点検・表示制度

「長期使用製品安全点検制度」は、ガス瞬間湯沸器など、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれがある9品目を対象にし、製品を購入した所有者に対して、あらかじめ設定した点検時期に製造・輸入事業者から点検を促すことで、事故を防止することを目的としている。本制度の施行から10年となる2021年3月時点での所有者情報登録率40.5%であった。2019年度に開催された経年劣化事故への対応検討委員会により、対象とすべき品目の再検証と制度運用の見直しが行われた。その結果、対象品目9品目のうち、ビルトイン式電気食器洗機等

の7品目については、経年劣化事故が大きく減少したことから、対象品目から外しても構わないのではないかと結論であった。この結果を受けて、2020年9月14日に、消費経済審議会に対して対象品目の見直しについて諮問し、当該7品目については対象から外すことが適当である旨の答申を得たため、消費生活用製品安全法施行令の改正に向けた作業を進めた。

8. 6. 製品安全に係る自主的取組の促進

(1) 製品安全対策優良企業表彰

2007年度から、製品安全に積極的に取り組んでいる企業を表彰する制度を開始した。この制度は、製品安全に対する意識の向上と製品安全文化の定着を図り、持続的に製品安全が確保されるような安全・安心な社会を作ることを目指すとしている。

2020年度に行われた第14回においては、3社が経済産業大臣賞を受賞し、2月19日に表彰式を行った。

(2) 流通事業者団体との協力体制の構築

リコールの実効性を確保していくためには、リコール製品の流通を止めるとともに、リコール製品を所有する消費者に情報を伝えることが重要であり、製品を取り扱い、消費者にも近い立場にある販売事業者が重要な役割を果たすことが期待されている。2020年度には、経済産業省が届出を受けたリコールで、流通事業者の役割が期待される全ての案件について、大手家電流通協会、日本通信販売協会、日本福祉用具・生活支援用具協会、日本福祉用具供給協会、アマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社、日本リユース機構、ジャパン・リサイクル・アソシエーション、日本チェーンストア協会等にリコール情報の提供等を行った。

(3) インターネットモール等運営事業者との協力体制の構築

近年、インターネットショッピングやオークションの利用拡大に伴い、法令違反が疑われる製品のインターネット上での販売が増加していることを踏まえ、これまでにアマゾンジャパン合同会社、ヤフー株式会社、楽天株式会社、auコマース&ライフ株式会社等と協力体制を構築し、インターネットモールに出品された違反製品について販売事業者等に対する違反対応を実施している。

さらに、2019 年度にインターネットモール等運営事業者と外部有識者を交えて実施した、今後の電子商取引での製品安全確保の在り方に関する検討会を踏まえ、2020 年 6 月 1 日に「インターネット取引における製品安全に関する提言」を公表した。そして、この提言に従い、2020 年 7 月には、インターネットモール等運営事業者に向けて「消費生活活用製品安全法等の規制対象製品に係る法定表示の確認等の要請」を発出し、特に違反や事故報告の多い特定の品目について製品安全 4 法に定められた表示の確認の実施を求めた。

また、2020 年 10 月にインターネットモール等運営事業者 8 社と製品安全の確保に向けた連絡会合を開催し、提言に掲げられた取組についてフォローアップを実施した。今後も関係事業者と連携し、インターネット取引における消費者への危害防止のための取組を推進していく。

（４）高齢者の製品安全の向上に関する事業

世代が高齢になるほど重大製品事故の人的被害が重篤化する傾向を踏まえ、高齢者の行動特性を踏まえた製品開発を事業者に促すべく、高齢者の動画データを 2016 年度より収集している。2020 年度は、前年度に策定した「高齢者の生活機能変化に配慮したユニバーサルデザインの実現に向けて」（製品を設計する製造事業者向け）、「高齢者製品事故防止に関するハンドブック」（製品を選択・導入する高齢者自身・ケアラー向け）に関する成果報告会を開催するなど、高齢者の行動特性を踏まえた製品開発設計の社会への浸透の促進に積極的に取り組んだ。また、高齢者による事故の多い介護ベッドや車いす等のリスクアセスメントを行い事故の防止対策の検討を行ったほか、高齢者の行動特性が十分に配慮された規格が整備されるよう、高齢者の動画データの分析や、身体関連データの計測装置の製作を行った。

8. 7. 製品安全に係る普及・啓発活動

（１）製品安全総点検月間

我が国に製品安全文化を醸成、定着していくため、事業者から消費者までを含めた社会全体における製品安全への正しい理解を深め、適切な役割分担の在り方を明確にし、その普及啓発を行うことを目的として、2006 年度から毎年 11 月に製品安全総点検週間を定め、製品を安全に正しく使

用する上で注意すべき事項等に関する注意喚起のための周知活動を集中的に実施している。2015 年からは、事業者との連携、広報手段の多角化を図るため、11 月全体を「製品安全総点検月間」として拡大した。

2020 年度は 11 月 27 日に製品安全総点検セミナーをオンラインで開催したほか、各地方経済産業局や地方自治体及び民間企業等等と協力しつつ、ポスター・パネル展示を始めとする啓発活動を実施した。

（２）消費者向け注意喚起

2020 年度は内閣府の政府広報ツールを活用し、TV やラジオ、モバイル携帯端末などの様々な媒体を通じて、季節ごとに発生しやすい製品の事故や個別製品の事故に関する注意喚起等 7 件の広報を行った。

また、N I T E の定期プレス公表や政府広報、製品安全総点検月間等を活用して、注意喚起を集中的に実施した。

8. 8. 製品分野における国際協力の推進

輸入製品の事故件数が増加傾向にあることから、事故分析を踏まえた対策に応じて、各国・地域の関係機関との連携・協力を強化していくことが重要である。

2020 年 2 月に締結した、タイの製品安全当局の 1 つであるタイ工業標準局との間の製品安全に関する協力文書に基づき、2020 年 8 月にオンラインで初会合を開催し、新型コロナウイルスによる政策への影響や電子商取引等に関して意見交換を行った。

また、2020 年 11 月、経済協力開発機構（OECD）の「国際共同啓発キャンペーン」に合わせ、消費者庁と連携し、オンラインで販売されるおもちゃの安全性に関するメッセージを発信した。

2020 年 12 月には、日本台湾交流協会と亜東関係協会（台湾）との間で締結されている「製品安全協力覚書」に基づく製品安全会合（オンライン）を開催し、情報交換を行った。

9. 産業保安監督部

9. 1. 北海道産業保安監督部

（１）管轄区域

北海道

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	6
自家用電気工作物	10
水力発電所	3
火力発電所	5
風力発電所	3
太陽電池発電所	4

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	6,920
主任技術者選解任届出等	4,026
主任技術者免状交付関係	37
工事計画届出・使用前自己確認結果届出	185
使用開始届出	5
定期安全管理審査	57
電気関係報告規則関係届出等	2,734
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	335
電気保安功労者表彰	13

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス事業者

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
ガス小売事業者	15
一般ガス導管事業者	8
特定ガス導管事業者	1
ガス製造事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	17
保安規程(変更)届出	12
ガス主任技術者選解任届出	95
保安業務規程(変更)届出	6
表彰関係	5
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	35

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	3
項 目	件数
高圧ガス輸送保安確保のための共同 防災訓練開催(帯広市)	0

※北海道産業保安監督部、北海道、高圧ガス地域防災協議会の三者共催

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
火薬類製造営業許可	0
製造施設等の変更許可	8
危害予防規程の変更認可	7
国家公安委員会への通報	15
完成検査	6
保安検査	3
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	2
表彰関係	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	4

(E) 液化石油ガス

(a) 主要業務処理状況

項 目	件数
表彰関係	1

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安

(a) 立入検査等実施

項 目	件数
金属・非金属	1
石灰石	8
石油・天然ガス	5
石炭	9

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	73
保安規程届出関係	6
選任・解任届出関係	91

災害月報等報告関係	456
保安図関係	32
法第 47 条報告関係	0

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	26
石灰石	0
石油・天然ガス	3
石炭	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	16
事故等報告関係	1
補助金関係	125
特措法関係	41

(c) 補助事業

項 目	件数
鉱山数	13
義務者不存在鉱山（金額単位：千円）	308,715
義務者存在鉱山（金額単位：千円）	67,307

9. 2. 関東東北産業保安監督部東北支部

(1) 管轄区

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

○石炭鉱業に関するものについては、福島県を除く。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、双葉郡及び西白河郡を除く。

○電気に関するものについては、新潟県を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	4
自家用電気工作物	9
水力発電所	1
火力発電所	3
太陽電池発電所	1
風力発電所	2
登録調査機関	2
電気工事業者	4

電気主任技術者認定校（立入調査）	12
電気工事士養成施設（立入調査）	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
電気事業用及び自家用電気工作物の工事計画、安全管理審査関係	421
使用前自己確認結果届出書	70
主任技術者の選任関係	5,816
保安規程変更等関係	6,578
使用開始届出	27
電気関係報告規則関係届出	3,352
主任技術者、電気工事士の免状交付等	1,090
電気工事士養成施設の指定・変更届等	10
電気工事業者の登録等	53
表彰関係（支部長表彰）	10

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス事業、簡易ガス事業等

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
ガス小売事業者（旧簡易ガス事業者含む）	6
一般ガス導管事業者	6
特定ガス導管事業者	1
ガス製造事業者	1
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	19
保安規程（変更）届出	58
保安業務規程（変更）届出	45
ガス主任技術者選解任届出	132
ガス消費機器設置工事監督者資格証（再交付含む）	5
表彰関係（支部長表彰）	6

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	0
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（支部長表彰）	1

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
完成検査	4
保安検査	3
製造施設等の変更許可	15
危害予防規程の変更認可	5
国家公安委員会への通報	16
製造保安責任者の選解任届の受理	3
表彰関係（支部長表彰）	2

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
石油コンビナート等特別防災区域 合同立入検査	0
レイアウト確認調査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	5
保安機関	5

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
液化石油ガス販売事業登録	0
液化石油ガス販売事業者等承継届	8
液化石油ガス販売所等変更届	58
業務主任者等選解任届	123
保安機関認定更新等	1
保安機関承継届	8
一般消費者の増加認可、減少届	13
保安業務規程認可、変更認可	18
保安機関変更届	22
保安業務廃止届	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	10
石灰石	22
石油・天然ガス	1
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
施業案協議	17

特定施設届出関係	8
保安規程届出関係	12
保安関係者の選任・解任届等	166
災害月報等報告関係	807
保安図関係	46
法第 47 条報告関係	2

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	25
石灰石	9
石油・天然ガス	3
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	72
事故等報告関係	0
鉱害防止事業計画届出	3
鉱害防止積立金の額の通知	4
鉱害防止積立特定施設に係る報告	4
使用済み特定施設に係る四半期報告	84
鉱害防止費用確認申請	26
補助金関係事務処理	275

(c) 補助事業

項 目	件／千円
鉱山数	43
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者不存在分）※	1,333,583
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金 （義務者存在分）	350,645
休廃止鉱山の鉱害防止に係るエネルギー使用合理化事業費補助金	136,313
廃止石油坑井封鎖事業費補助金	78,664

※2019 年度からの繰越事業を含み、2021 年度への繰越事業を含まない。

9. 3. 関東東北産業保安監督部

(1) 管轄区域

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、山梨県、静岡県

○電気に関するものについては、新潟県及び長野県全域、静岡県の一部を除く。

○ガスに関するものについては、静岡県磐田市、湖西市、浜松市の一部、袋井市の一部を除く。

○石炭鉱業に関するものについては、福島県も管轄。

○けい石及び耐火粘土の生産その他これらの鉱物に係

る鉱業については、福島県いわき市、白河市の一部、
双葉郡及び西白河郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物(発電所を除く)	3
自家用電気工作物(発電所を除く)	0
水力発電所	0
火力発電所	2
風力発電所	0
太陽電池発電所	1
電気工事業者	0
電気主任技術者認定校	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	37,795
主任技術者選解任届出等	26,775
主任技術者、電気工事士免状交付関係	5,043
工事計画届出、安全管理審査関係	1,453
電気事故報告	152
PCB 電気工作物報告関係	2,674
電気工事業者登録関係、認定校・養成施設関係届出等	215
電気保安功労者表彰(部長)	29

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス事業保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
ガス小売事業者	3
一般ガス導管事業者	5
特定ガス導管事業者	1
ガス製造事業者	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画届	143
保安規程(変更)届	69
保安業務規程(変更)届	56
ガス主任技術者選解任届	681
年次報告(ガス事故、消費機器調査、周知状況、導管改修実施状況)	1,711
準用事業開始届	3
表彰関係	31
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	116

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	0
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特別充てん許可	74
認定完成・保安検査実施者変更届	69
大臣認定試験者確認調査	0
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	23

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	65
危害予防規程の変更認可	25
国家公安委員会への通報	90
完成検査	31
保安検査	13
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	11
管内都県ブロック会議	1
表彰関係	8

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0
レイアウト確認検査	5

(E) 液化石油ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	3
保安機関	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業登録	1
販売事業承継届	1
販売所等変更届	331
業務主任者選解任届	626
保安機関認定・更新	15
一般消費者等の数の増加認可	23
保安業務規程(変更)認可	68
保安機関変更届	75

管内都県ブロック会議	1
表彰関係	14

※監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域（岐阜県の一部を含む）の電気及びガス（ガス事業法に係るもの）については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	0
石灰石	4
石油・天然ガス	2
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	76
保安規程届出関係	25
選任・解任届出関係	371
災害月報等報告関係	1,272
保安図関係	94
法第 47 条報告関係	0

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	7
石灰石	1
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	98
事故等報告関係	14
補助金関係	76
特措法関係	22
法第 47 条報告関係	0

(c) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項 目	件/金額
鉱山数	7
補助金額（義務者存在）	98,579
補助金額（義務者不存在）	31,124

9. 4. 中部近畿産業保安監督部

(1) 管轄区域

愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県

○電気に関するものについては、長野県全域、静岡県及び福井県の一部を含み、岐阜県及び三重県の一部を除く。

○ガスに関するものについては、静岡県の一部を含む。

※監督部は、名古屋に本部を置き、北陸地域（岐阜県の一部を含む）の電気及びガス（ガス事業法に係るもの）については、富山市に所在の北陸産業保安監督署が管轄している。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物（発電所を除く）	0 (3)
自家用電気工作物（発電所を除く）	7 (18)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

項 目	件数
水力発電所	0 (4)
火力発電所	0 (2)
風力発電所	0 (2)
太陽電池発電所	1 (1)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

項 目	件数
電気工事業者	0 (4)
電気主任技術者認定校	0 (4)
電気工事士養成施設	0 (0)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程（変更）等届出	12,745 (2,219)
主任技術者選任解任届出等	9,127 (1,986)
主任技術者免状交付関係	103 (48)
工事計画届出	235 (62)
使用開始届出	34 (17)
使用前安全管理審査	69 (13)
定期安全管理審査	0 (0)
第三者の安全管理審査の評定	109 (18)
電気関係報告規則関係届出等	5,390 (938)
電気工事業者の登録等	31 (25)
電気保安功労者表彰	24 (16)

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 都市ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
ガス小売事業者・一般ガス導管事業者（旧一般）	0 (2)
ガス小売事業者（旧簡易）	15 (6)

ガス小売事業者（旧大口）	0（0）
特定ガス導管事業者	0（0）
ガス製造事業者	0（0）
準用事業者	0（1）

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	44（11）
保安規程（変更）届出	29（8）
保安業務規程（変更）届出	20（4）
ガス主任技術者選解任届出	235（28）
ガス消費機器設置工事監督者資格交付関係	1（3）
ガス保安功労者表彰	20（2）

注：（ ）内は北陸監督署の件数で外数

(B) 高圧ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	0
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	1
管内都道府県ブロック会議	1
高圧ガス保安表彰	15

(C) 火薬類の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等変更認可	32
危害予防規程変更認可	5
国家公安委員会への通報	37
完成検査	11
保安検査	3
製造保安責任者等選解任届出	8
火薬類保安表彰（大臣）	8

(D) コンビナートの保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売店	2
保安機関	9

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安機関認定関係	5

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	6
石灰石	4
石油・天然ガス	0
石炭・亜炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目		件数
特定施設届出関係		2
保安規程届出関係		10
選任・解任届出関係		137
災害月報等報告関係		768
保安図関係		63
法第 47 条報告関係		0
鉱山保安表彰	保安従事者	6 名
	特別功労(鉱山)	1 鉱山

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	12
石灰石	0
石油・天然ガス	0
石炭・亜炭	0

(b) 立入調査実施状況

項 目	件数
法 39 条調査	2

(c) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	9
特措法関係	4

(d) 補助事業

項 目	件/千円
鉱山数	2
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（義務者不存在分）	0
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（義務者存在分）	58,428

9. 5. 中部近畿産業保安監督部近畿支部

(1) 管轄区域

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

○電力に関するものは、兵庫県赤穂市の一部地域及び福井県嶺北地域を除き、岐阜県関ヶ原町の一部地域、三重県熊野市の一部地域及び南牟婁郡を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	2
自家用電気工作物	63
水力発電所	1
火力発電所	1
風力発電所	1
太陽電池発電所	3
登録調査機関	3
電気主任技術者認定校	13
電気工事士養成施設	0
電気工事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	17,853
主任技術者選解任届出等	14,666
主任技術者免状交付関係	338
工事計画届出	653
使用開始届出	97
安全管理審査(使用前、定期)	87
電気関係報告規則関係届出等	1,806
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	1,828
電気保安功労者表彰	13

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 一般ガス等

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス導管事業者	2
ガス小売事業者	4
特定ガス導管事業者	0
ガス製造事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出(一般ガス導管)	17
工事計画の届出(ガス小売)	14
工事計画の届出(特定ガス導管)	0
工事計画の届出(ガス製造)	12
保安規程(変更)届出(一般ガス導管)	6
保安規程(変更)届出(ガス小売)	30
保安規程(変更)届出(特定ガス導管)	0
保安規程(変更)届出(ガス製造)	1
保安業務規程(変更)届出(ガス小売)	22

ガス主任技術者選解任届出(一般ガス導管)	26
ガス主任技術者選解任届出(ガス小売)	186
ガス主任技術者選解任届出(特定ガス導管)	0
ガス主任技術者選解任届出(ガス製造)	3
表彰関係(支部長)	10
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	48

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
登録特定設備製造業者	0
認定検査実施者	0
その他	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
認定試験者現地調査	7
認定検査実施者現地調査	3
表彰関係(支部長)	9
管内府県ブロック会議	0

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	88
危害予防規程の変更認可	39
国家公安委員会への通報	121
完成検査	22
保安検査	5
選解任届	15
管内府県ブロック会議	1
表彰関係(支部長)	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0
レイアウト確認	3

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	3
保安機関	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業登録行政庁変更届	1
販売事業承継届	1
販売所等変更届	47
業務主任者選解任届	51
保安機関認定・更新	3
一般消費者等の数の増加認可	9
保安業務規程（変更）認可	19
保安機関変更届	20
管内府県ブロック会議	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	3
石灰石	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	0
保安規程届出関係	8
選任・解任届出関係	24
災害月報等報告関係	396
保安図関係	28
法第 47 条報告関係	0
地方鉱山保安表彰	4

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	11
石灰石	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	18
補助金関係	30
特措法関係	19

(c) 補助事業

項 目	件数/千円
鉱山数	4
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（義務者不存在分）	22, 159
休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（義務者存在分）	13, 219

9. 6. 中国四国産業保安監督部

(1) 管轄区域

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

○電気に関するものについては、兵庫県赤穂市（1963 年 9 月 1 日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。）、香川県小豆郡、香川郡直島町、愛媛県今治市（2005 年 1 月 15 日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。）、越智郡上島町を含む。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目		件数
電気事業用電気 工作物	火力	0
	水力	1
	風力	0
	太陽電池	0
	送変電	4
	配電	0
自家用電気工作 物	火力	1
	水力	1
	風力	5
	太陽電池	1
	需要	3

項 目	件数
電気工事業者	2

(b) 主要業務処理状況

項 目		件数
保安規程(変更)届出、使用開始届出等		6,732
主任技術者の選任、許可及び承認等		4,908
主任技術者免状交付関係	電気	112
	ダム水路	21
	ボイラー・タービン	24
工事計画届出		165
使用前安全管理審査		39
定期安全管理審査（評定）		87
定期事業者検査時期変更承認		36
電気関係報告規則関係		1,901
認定校関係届出等		6
電気工事業法関係届出等		31
電気工事士法関係（認定証交付）	認定電気工事等	623
	特殊電気工事等	34
養成施設関係届出		8
電気保安功労者表彰（部長）		14

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス導管事業者	5
ガス小売事業者 (旧法：簡易ガス事業者)	8
特定ガス導管事業者	1
ガス製造事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	32
保安規程（変更）届出	58
保安業務規程（変更）届出	27
ガス主任技術者選解任届出	108
表彰関係（部長）	3
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	7

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	0
指定保安検査機関	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
高圧ガス特別充てん許可	77
指定保安検査機関の指定	1
大臣認定完成・保安検査実施者の現地調査	4
大臣認定試験者確認調査	1
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係（部長）	8

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の許可	0
製造施設等の変更許可	61
危害予防規程の認可	0
危害予防規程の変更認可	25
国家公安委員会への通報	86
完成検査	20
保安検査	5
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	4

管内都道府県ブロック会議	1
火薬類製造所保安連絡会議	1

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	1
石油コンビナート等特別防災区域合同立入検査	0

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	7
保安機関	4

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業登録	0
販売事業承継届	0
販売所等変更届	39
業務主任者選解任届出	37
保安機関認定・更新	2
一般消費者等の数の増加認可	5
保安業務規程（変更）認可	11
保安機関変更届	14
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係	1

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	2
石灰石	7
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設の工事計画の（変更）届出	6
特定施設の使用開始（廃止）届出	13
保安規程届出関係	5
選任・解任届出関係	124
災害月報等報告関係	702
保安図関係	47
法第 47 条報告関係	0
表彰関係（部長）	7

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況

項 目	件数
金属・非金属	12

石灰石	3
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設の工事計画の（変更）届出	21
特定施設の使用開始（廃止）届出	18
法第 47 条報告関係	0

(c) 補助事業

項 目	単位:千円
鉱山数	7
義務者存在分補助金額	31,036
義務者不存在分補助金額	251,972

9. 7. 中国四国産業保安監督部四国支部

(1) 管轄区域

徳島県、香川県、愛媛県、高知県

○電気に関するものについては、香川県小豆郡及び香川
郡直島町、愛媛県今治市（2005 年 1 月 15 日における
旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町
及び関前村の区域に限る。）及び越智郡上島町を除く。

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物（発電所を除く）	4
自家用電気工作物（発電所を除く）	20
水力発電所	6
火力発電所	10
風力発電所	2
太陽電池発電所	3
電気工事業者	5
電気主任技術者認定校	5

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程（変更）等届出	3,110
主任技術者選解任届出等	2,568
主任技術者免状交付関係	48
工事計画届出	61
使用開始届出	3
安全管理審査	55
電気関係報告規則関係届出等	1,022
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	355
電気保安功労者表彰	17

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 各種ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス導管事業者	3
ガス小売（旧簡易ガス）事業者	9
特定ガス導管事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出（一般ガス導管）	3
工事計画の届出（旧簡易ガス）	5
保安規程（変更）届出（一般ガス導管）	1
保安規程（変更）届出（旧簡易ガス）	3
保安業務規程（変更）届出（一般ガス導管）	1
保安業務規程（変更）届出（旧簡易ガス）	3
ガス主任技術者選解任届出（一般ガス導管）	7
ガス主任技術者選解任届出（旧簡易ガス）	54
ガス消費機器設置工事監督者資格証（再交付含む）	1

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
指定保安検査機関の指定	0
指定保安検査機関業務規程（変更）認可	0
認定（完成・保安）検査実施者変更届	4
特別充てん許可	3
高圧ガス保安協会の調査立会	0
表彰関係（四国支部長表彰）	7

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	1
製造施設完成検査	1
製造保安責任者等選解任届	0
危害予防規程の変更認可	0

製造施設保安検査	1
表彰関係（四国支部長表彰）	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認調査	0

(E) 液化石油ガスの保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
販売事業者	8
保安機関	13

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業所等変更届	11
販売事業所等承継届	1
販売事業者登録簿謄本交付	0
業務主任者等選解任届	27
保安機関の認定更新	1
一般消費者等の数の増加認可申請	2
保安業務規程変更認可	6
保安機関変更届	6

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況（危害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	7
石灰石	9
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	50
保安規程届出関係	2
選任・解任届出関係	61
災害月報等報告関係	204
保安図関係	15
法第 47 条報告関係	0
地方鉱山保安表彰関係	3

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査等実施状況（鉱害関係検査実績）

項 目	件数
金属・非金属	8
石灰石	5
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
補助金関係	21
特措法関係	4

(c) 補助事業（休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金）

項 目	件数
対象鉱山数	3
義務者存在分補助金額	34,034
義務者不存在分補助金額	10,500

9. 8. 九州産業保安監督部

(1) 管轄区域

福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県

(2) 業務の実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物（発電所を除く）	0
自家用電気工作物（発電所を除く）	0
登録調査機関	2
水力発電所	1
火力発電所	3
風力発電所	4
太陽光発電所	7

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程（変更）等届出	10,434
主任技術者選解任届出等	7,850
主任技術者免状交付関係	117
工事計画届出	272
使用開始届出	51
使用前安全管理審査	67
定期安全管理審査	113
電気関係報告規則関係届出等	3,390
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	1,082
電気保安功労者表彰（部長）	22

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) 都市ガス等

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
ガス小売 + 一般ガス導管事業者	8
ガス小売（旧簡易ガス）事業者	7
ガス製造事業者	1
準用事業者	1

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画届	46
保安規程（変更）届	32
保安業務規程（変更）届	18
ガス主任技術者選解任届	261
表彰関係（部長）	8
ガス消費機器設置工事 監督者資格証（再交付含む）	1

(B) 高圧ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
認定完成・保安検査実施者	0
指定保安検査機関	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特別充填許可	16
指定保安検査機関の指定	1
表彰関係（部長）	2

(C) 火薬類

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	21
危害予防規程の変更認可	7
国家公安委員会への通報	28
完成検査	11
保安検査	7
製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	12
表彰関係（部長）	0

(D) コンビナート

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0
石油コンビナート等特別防災区域合 同立入検査	0

(E) 液化石油ガス

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
保安機関	4
販売事業者	3

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
販売事業所等変更届	108
業務主任者等選解任届	168
保安業務規程認可・変更認可	37

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	5
石灰石	12
石油・天然ガス	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	11
保安規程届出関係	10
選任・解任届出関係	125
保安図関係	41
法第 47 条報告関係	0
表彰関係（部長）	7

(B) 鉱害防止

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
金属・非金属	4
石灰石	0
石油・天然ガス	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	34
法第 47 条報告関係	0
補助金関係	71
特措法関係	29

(c) 補助事業

項 目		件数/千円
鉱山数		9
補助金額	義務者存在	38,541
	義務者不存在	93,533

9. 9. 那覇産業保安監督事務所

(1) 管轄区域

沖縄県

(2) 業務実施状況

(ア) 電力の保安

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
電気事業用電気工作物	0
自家用電気工作物	33
水力発電所	0
火力発電所	0
風力発電所	1
太陽電池発電所	22

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
保安規程(変更)等届出	1,082
主任技術者選解任届出等	836
主任技術者免状交付関係	6
工事計画届出	62
使用開始届出	5
定期安全管理審査	19
電気関係報告規則関係届出等	301
電気工事士法・工事業法、認定校・養成施設関係届出等	108
電気保安功労者表彰	3

(イ) 各種ガス・火薬類・コンビナートの保安

(A) ガス小売事業等保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
一般ガス導管事業者	0
ガス小売事業者	0
ガス製造事業者	0
準用事業者	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
工事計画の届出	17
特定ガス工作物変更届出	0
保安規程(変更)届出	0
ガス主任技術者選解任届出	48
表彰関係(大臣、所長)	2
ガス消費機器設置工事 監督者資格証(再交付含む)	0

(B) 高圧ガス保安関係

(a) 主要業務処理状況

項 目	件数
大臣認定試験者確認調査	0
管内都道府県ブロック会議	1
表彰関係(大臣、所長)	1

(C) 火薬類保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
立入検査	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
製造施設等の変更許可	0
危害予防規程の変更認可	0
国家公安委員会への通報	0
完成検査	0
保安検査	1

製造保安責任者等における 選任・解任届出の受理	0
表彰関係(所長)	0

(D) コンビナート保安関係

(a) 立入検査実施状況

項 目	件数
レイアウト確認検査	0

(ウ) 鉱山の保安

(A) 鉱山保安関係

(a) 立入検査等実施(危害関係検査実績)

項 目	件数
金属・非金属	0
石灰石	8
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	5
保安規程届出関係	11
選任・解任届出関係	66
災害月報等報告関係	1,053
保安図関係	88
法第47条報告関係	0
表彰関係(所長)	0

(B) 鉱害防止関係

(a) 立入検査等実施状況(鉱害関係検査実績)

項 目	件数
金属・非金属	0
石灰石	1
石油・天然ガス	0
石炭	0

(b) 休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助事業

項 目	円/件数
鉱山数	0
補助金額	0

(c) 主要業務処理状況

項 目	件数
特定施設届出関係	7
事故等報告関係	3
補助金関係	0
特措法関係	0